

令和 8 年度 下仁田地区森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外(一貫作業))【複数年】

作 業 仕 様 書

この請負事業の作業仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書及び造林事業請負標準仕様書、関東森林管理局製品生産仕様書及び関東森林管理局造林仕様書を適用するものとする。

特 記 仕 様 書

この請負事業に対する特記事項は次に示すとおりとする。

特 記 事 項

1. 各種法令等の許可等について
保安林等法令制限に該当する事業地においては、伐採及び土地の形質変更等の手続きをおこなった旨の通知を受けてから事業着手すること。
また、本事業地は国立公園特別地域に指定されていることから、自然公園法に基づき必要な手続きをおこなった旨の通知を受けてから事業着手すること。
2. CSF（豚熱）への対応について
CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。
3. 国有林野の貸付地あるいは民有地を使用する場合について
 - (1) 事業箇所周辺には国有林を第三者に貸付している国有地や民有地が所在している場合もあり、事業実行上、これらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者の責任において当該土地地権者の承諾等を得ること。
 - (2) 事業実行にあたり、貸付施設に損傷等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
 - (3) 事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意思疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないように努めること。
4. 事業用車両の通行について
 - (1) 事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあつては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損害等の行為があった場合は、原因者負担により対処すること。
 - (2) 車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。
5. 山火事発生時における消火活動等への協力について
請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨等に伴う土砂災害が発生した場合は、消火活動や復旧作業等への協力に応じること。
6. 事業進捗状況管理
 - (1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、様式2により作成すること。
 - (2) 毎月、様式1「工程管理表（月別）」を作成し、翌月10日までに提出すること。
また、事業終了時には「工程管理表（最終）」を提出すること。
なお、製品生産事業請負実行管理基準に定める請負事業進行報告書は、上記の様式1「工程管理表（月別）」に代えることができる。
7. 作業路の作設について
作業路の作設は、森林作業道作設指針に基づき別紙1のとおりとする。

8. 希少野生生物の対応について

希少野生生物が確認された場合、希少野生生物の保護の観点から事業の調整等に応じること。

9. 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

【別紙2「熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について」のとおり。】

10. 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。

【別紙3「安全確保に資する衛星携帯電話の利用について」のとおり。】

11. 事業実行上特に留意する事項

(1) 林道入口、作業道入口等に看板を設置し、一般者に注意喚起を行うこと。

(2) 道路等の施設を利用する場合は、その管理者の許可を得ること。

12. 事業期間について

事業期間について、保育間伐活用型及び保育間伐存置型については契約締結日の翌日から令和11年1月31日まで、保護伐、地拵は契約締結日の翌日から令和10年5月31日まで、植付、獣害防除（単木保護資材設置）は令和10年4月1日～令和10年6月30日までとする。

森林作業道作設に係る特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出・主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは、連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数は 1.2 とする。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1 台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

造林事業仕様書

令和 8 年度 下仁田地区森林環境保全整備事業
（保育間伐活用型外（一貫作業））【複数年】

群馬森林管理署

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

- 造林事業請負標準仕様書
- 造林事業請負実行管理基準
- 関東森林管理局造林事業仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

特記事項

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする。

(CSF 感染拡大防止対策)

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

(作業種ごとの特記仕様)

地拵作業にあたっては「地拵特記仕様書」、植付作業にあたっては「植付特記仕様書」、獣害防除（単木保護資材設置）作業にあたっては「単木保護資材設置特記仕様書」のとおりとする。

(その他)

- 1 現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議の上、指示に基づき作業すること。
- 2 希少野生生物を確認した場合は、監督職員へ報告することとし、事業実施において希少野生生物の保護の観点から事業の調整等に応じること。

地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 0.5 m以上	25ね
	置幅 1.7 m以内	

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

植 付 特 記 仕 様 書

1 苗木の仕様

樹 種	区 分	長 さ	根元径	本数	適用林小班等
スギ	コンテナ苗	45cm上	3.5mm以上	5,060	25ね

(注) 品質確保の観点から、原則として群馬県産の苗木とする(スギにあたっては花粉症対策苗木(無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木))。群馬県内では苗木調達が困難で、隣接都県から調達可能な場合は、植付作業に着手する前までに条件変更について発注者に協議の上、当該都県から移入した苗木を使用すること。ただし、原則として種子の採取地及び育成地が林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内である苗木に限る。

2 ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

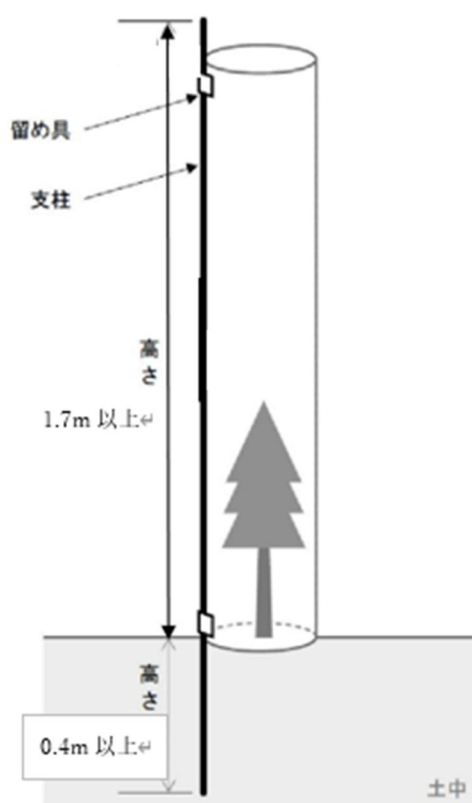
植 付 樹 種	ha当たりの 植付本数(本)	苗木の植付間隔 (水平距離)		適用林小班等
		列 間	苗 間	
スギ (コンテナ苗)	2,000	2.20m	2.20m	25ね

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

単木保護資材設置 特記仕様書

適用林小班：25 ね

1 作設標準図



2 材料表 (1セット当たり)

品 名	仕 様、品 質・規 格	備 考
本体	ポリエチレン、高さ 1.7m 以上、 幅 (上部円周 50cm、下部円周 100cm)	
支柱	ガラス繊維強化プラスチック等 直径 8mm、長さ 2,100mm	
止め具	ステンレス鋼、長さ 3cm	上部、下部の 2 箇所以上に取り付ける。
杭	ポリプロピレン、長さ 34.5cm	2 箇所斜めに杭を打ち込む。

※上記の仕様、品質・規格を参考とし、これと同等以上で、5 年以上の耐久性を確保できるものとする。

3 その他

本仕様には定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

令和8年度

造材寸法書

群馬森林管理署

区 分	樹 種	採材寸法			採材 順位	用 途	備 考
		径 級 cm	長 級 m				
			基準長 (m)	延寸 (cm)			
一 般 材	ス ギ	16～22	3.0	8	1	柱 材	通直材、節等欠点軽微な良材
		24上	4.0	8	2	割角板類	//
		24上	3.0	8	3	構造材	//
		6～14	4.0	8	4	//	//
		6～14	3.0	8	5	//	//
		18上	2.0	8	6	//	//
	ヒ ノ キ	16上	4.0	8	1	土台,板類	通直材、節等欠点軽微な良材
		16～22	3.0	8	2	柱 材	//
		24上	3.0	8	3	構造材	//
		6～14	4.0	8	4	//	//
		6～14	3.0	8	5	//	//
		18上	2.0	8	6	//	//
	カ ラ マ ツ	16上	4.0	8	1	構造材	通直材
		16上	2.0	8	2	//	//
		6～14	4.0	8	3	杭材	//
		16上	3.0	8	4	構造材	// 4mに採材不能なもの

※ 需要動向により造材寸法を変更する場合及び上記以外の樹種、高品質材及び注文材等の特殊採材については別途指示する。

令和 8 年 度 桧 積 基 準 書

群馬森林管理署

区 分	樹 種	長 級 m	径 級 cm	用 途	基準量 m ³	備 考
一 般 材	ス ギ	4.0	24上	割角板類	20～30	
		4.0	6～14	構造材	15～30	
		3.0	16～22	柱 材	20～30	
		3.0	24上	構造材	20～30	
		3.0	6～14	構造材	15～30	
		2.0	18上	構造材	15～20	
	ヒ ノ キ	4.0	30上	造作材	20～30	
		4.0	22～28	割角板類	20～30	
		4.0	16～20	土 台	20～30	
		4.0	6～14	構造材	15～30	
		3.0	24上	構造材	20～30	
		3.0	16～22	柱 材	20～30	
		3.0	6～14	構造材	15～30	
		2.0	18上	構造材	15～20	
	カ ラ マ ツ	4.0	16上	構造材	20～30	
		4.0	6～14	杭材	15～30	
		3.0	16上	構造材	20～30	
		2.0	16上	構造材	20～30	

※ 需要動向により桧積基準を変更する場合及びこの基準書に定めのないものについては、その都度指示する。

事業進捗状況管理(様式の記入要領)

1. 様式2「作業日報」

- ア 本様式は、主伐、間伐別に毎日作成する。間伐のうち、素材生産を伴わない保育間伐存置型は含めない。
- イ 使用機械欄の使用機械名は、実態にあわせて記入する。
- ウ 作業時間は実働時間を記入する。休憩時間は含めない。
- エ 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕)を記入する。
- オ 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。
- カ 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。タワーヤーダで直接山元土場まで出す場合はここに記入する。
- キ 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量(消費量ではない。)を記入する。
- ク 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含める。
- ケ 作業道作設の備考欄には、開設・修繕延長(m)、土場面積(m²)を記入する。

2. 様式3「週集計表」

必要に応じ、様式2の集計に使用する。

3. 様式4「月集計表」

必要に応じ、様式2、様式3の集計に使用する。

4. 様式1「工程管理表(月分、最終)」

- ア 様式2を集計し、毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了時は完了検査を受けるまでに最終版を作成し提出する。
- イ 当月生産量は、月毎の検査済数量(=部分払い数量)を記入する。
- ウ 人工数は、休憩を除いた1日の実働時間を基礎に算出する(小数第一位まで記入)。
- エ 生産性欄は、生産量累計(作業道累計)を作業人工数で除して求める(小数第一位まで記入)。

5. 生産日報アプリを使用する場合は、署から「事業者用ファイル」を受け取り、物件番号等については別途指示する。

工程管理表(月分、最終)

分任支出負担行為担当官

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 支署長 森林管理事務所長 殿

事業体名		主間伐別	
契約事業名		生産量(m³)	当月
事業期間		作業道(m)	当月

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (m³/人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(=部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

作業日報

班名：

年 月 日		天 候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械 作業者等 作業時間									計	機械 運転 時間 (H)	燃料 給油 量 (ℓ)	油脂 給油 量 (ℓ)	備 考
作業道作設	バックホウ												m ²
伐倒	チェーンソー												
	ハーベスタ												
集材①(木寄)	グラップル												
	スイングヤーダ												
	荷掛(人力)												
造材	プロセッサ												
	チェーンソー												
集材②(運材)	フォワーダ												
	グラップル(巻立)												
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。

注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。

注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。

注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。

注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。

注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。

注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。

注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。

注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

週集計表

班名：

週			
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械	作業日 作業者 作業時間	月	火	水	木	金	土		作業 時間 計	機械 運転 時間 (H)	燃料 給油 量 (ℓ)	油脂 給油 量 (ℓ)	備 考
		名	名	名	名	名	名						
作業道作設	バックホウ												m ²
伐倒	チェーンソー												
	ハーベスタ												
集材①(木寄)	グラップル												
	スイングヤーダ												
	荷掛(人力)												
造材	プロセッサ												
	チェーンソー												
集材②(運材)	フォワーダ												
	グラップル(巻立)												
片付・整理	集材架線設置・撤収												
	踏査												
	打合せ												
	その他												
計(時間)													

注 本様式は、様式2の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。

月集計表(○月)

班名:

契約事業名			
事業期間			
主間伐別		生産量(m ³)	

週別、日付 実働日数 作業工程・使用機械		1週	2週	3週	4週	5週	計 (時間)	機 械 運 転 時 間 (H)	燃 料 給 油 量 (ℓ)	油 脂 給 油 量 (ℓ)	備 考
		～	～	～	～	～					
		日	日	日	日	日					
作業道作設	バックホウ										m ³
伐倒	チェーンソー										
	ハーベスタ										
集材①(木寄)	グラップル										
	スイングヤーダ										
	荷掛(人力)										
造材	プロセッサ										
	チェーンソー										
集材②(運材)	フォワーダ										
	グラップル(巻立)										
片付・整理	集材架線設置・撤収										
	踏査										
	打合せ										
	その他										
計(時間)											

注 本様式は、様式3の集計に使用するもので、主伐、間伐別に作成する。